

## 仕様書

### 第1 目 的

委託者の所有または管理にかかわる警備対象内の財産の保護に任じ、委託者の業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

### 第2 業務内容

- 1 火災・盗難・非常通報の異常状態の感知
- 2 事故確知時における関係先への通報・連絡
- 3 警備実施事項の報告

### 第3 警備対象

- 1 所在地：山口県下関市長府黒門東町
- 2 対象物：長府苑
- 3 警備範囲：防犯監視・火災監視・非常押釦監視

### 第4 警備方法

総合警備システム

### 第5 警備基準時間

防犯については、委託者の警備開始操作から警備解除操作まで  
火災・非常押釦監視については24時間

### 第6 警備実施時間

前記警備基準時間内において、警備対象が無人の状態となり、委託者からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、委託者からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

### 第7 警備仕様

#### 1 警報装置

- (1) 警備対象で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報する。
- (2) 本件警備に必要な適合機器の配置および種類・数量は末尾添付の端末機器設置図面(別図1から3参照)による。

#### 2 ガードセンター

警報受信装置を常時監視するとともに、警備員との連絡を保持する。

#### 3 警備員

ガードセンターと連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

## 第8 警備開始時における取扱い

### 1 委託者における取扱い

- (1) 委託者の最終退館者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器の正常な状態を確認する。
- (2) 次に最終退館者は、退館口を施錠した後、外部に設置した操作器の電源および回路を確認し、ON(警戒)の状態に操作する。

### 2 受託者における取扱い

ガードセンターは、委託者の最終退館者の操作器の操作により自動的に標示されるON(警戒)の信号を確認し、警備を開始する。

## 第9 警備終了時における取扱い

### 1 委託者における取扱い

委託者の最初の入館者は、入館前に必ず外部に設置した操作器をOFF(警戒解除)の状態に操作する。

### 2 受託者における取扱い

ガードセンターは、委託者の最初の入館者の操作器の操作により自動的に標示されるOFF(警戒解除)の信号を確認し、警備を終了する。

## 第10 警備実施時間中における委託者の臨時入館

原則として入館してはならない。ただし、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。

- 1 委託者の臨時入館者は、操作器を確実にOFF(警戒解除)の状態に操作した後入館し、以後委託者の責任において処理するものとする。
- 2 委託者の臨時入館中の警備は、委託者の責任において実施する。

## 第11 異常事態発生時における受託者の処置

- 1 警報受信装置により委託者の警備対象に異常事態が発生したことを感知したとき、受託者は警備員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。
- 2 警備対象に到着した警備員は、異常事態を確認後、ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。
- 3 あらかじめ定められた委託者の責任者又は緊急連絡者へ連絡する。

## 第12 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

## 第13 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、委託者・受託者相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重に取扱い保管する。

#### 第 14 警報装置の保守点検

委託者に設置された警報装置の機能については、受託者は適宜保守点検を行う。

#### 第 15 警報装置の撤去

- 1 契約が終了し、又は解除されたときは、受託者は、遅滞なく警報装置を撤去する。
- 2 警報装置の撤去に要する費用は、受託者が負担するものとする。

#### 第 16 緊急連絡者の指定

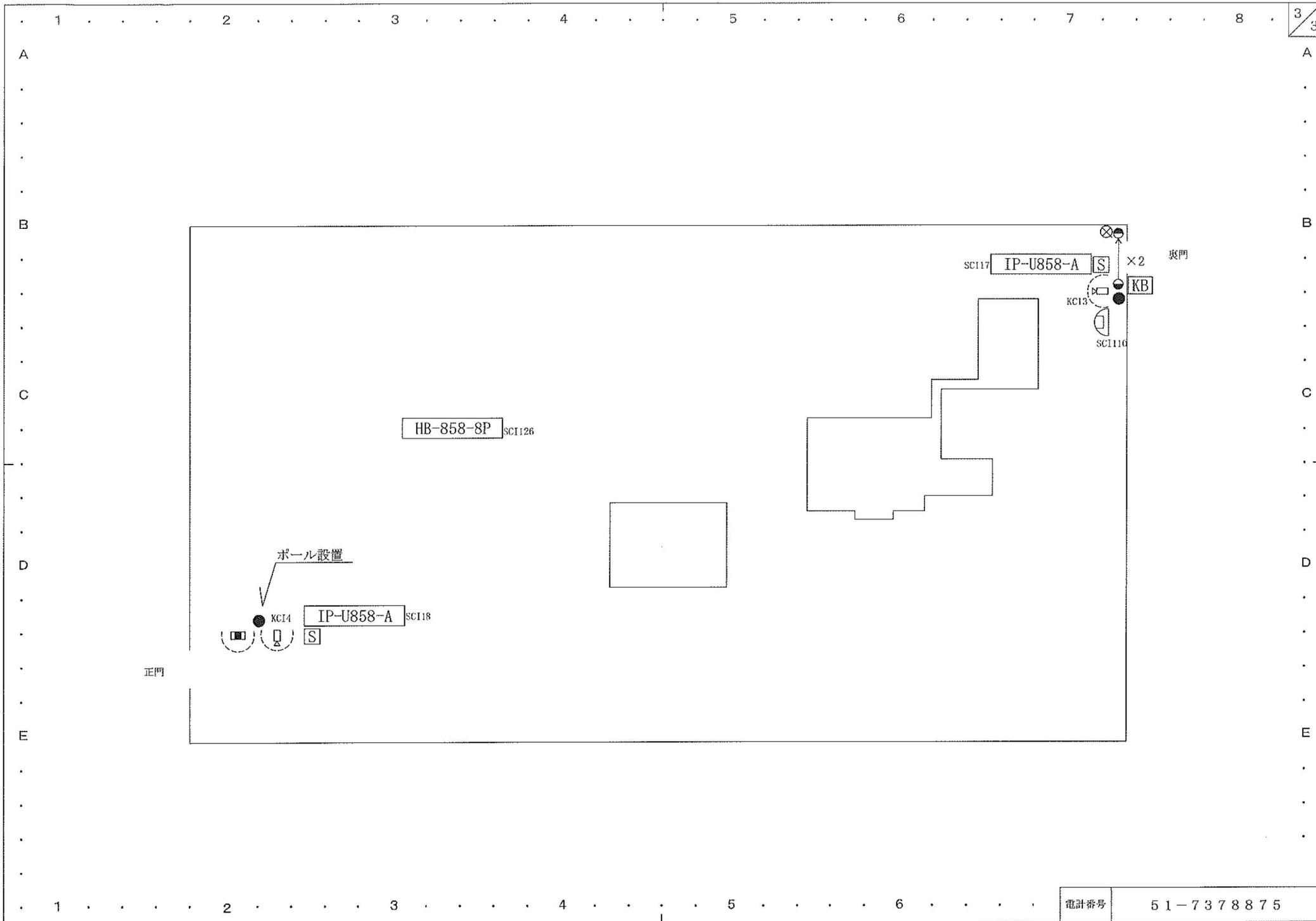
- 1 委託者は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を受託者に交付する。
- 2 上記緊急連絡者に変更あるときは、遅滞なくその都度、変更した名簿を受託者に交付する。

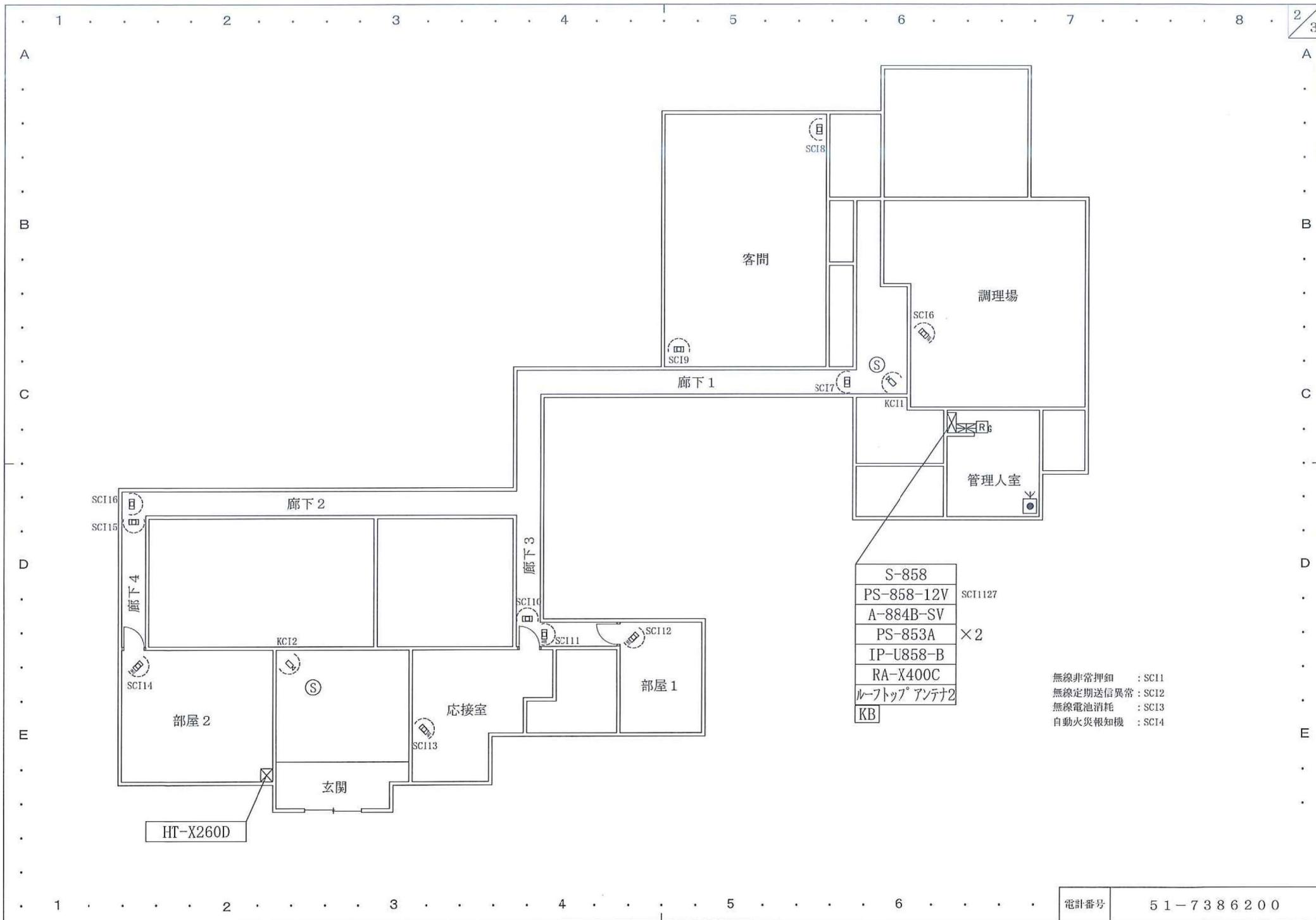
#### 第 17 その他

警備実施上、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者・受託者協議の上、決定するものとする。

以 上







# 位置図

